

新型コロナウイルス感染症対策

相談会場では下記の感染症対策を実施します。
ご理解ご協力をお願いします。

- 出入口への消毒液の設置
- 相談者と職員の間には飛沫感染防止用アクリル板の設置
- 入場される方への検温の実施
- 会場内の3密を避けるため、相談者の入場制限を行う場合があります。

来場される方へのお願い

- 入場の際にはマスクの着用、出入口での手指の消毒にご協力ください。
- 検温の結果、37.5℃以上の発熱が認められる方、マスク未着用の方、咳など風邪の症状がある方など、会場への入場をお断りさせていただく場合があります。
- 会場には、申告される方おひとりでお越しください。介助を要する場合などは、必要最小限の人数でお越しください。

申告の持ち物をチェック

□ ①「マイナンバーカード」または、「通知カード等の番号確認書類+運転免許証等の身元確認書類」

□ ②収入がわかる書類

- 給与や年金の源泉徴収票(原本)
- 営業、農業、不動産の所得がある方は収支内訳書
※必ず事前に作成してください。
- 上記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類

□ ③控除の証明書等

- 社会保険料の証明書(国民年金保険料、任意継続の健康保険料)
- 生命保険や地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書
※必ず事前に作成してください。(医療を受けた人・病院別に記載し、合計額を記入してください)
※「医療費のお知らせ」でも可
- セルフメディケーション税制の明細書(この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません)
- その他、受けようとする控除の必要書類

□ ④振替納税および還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの

□ ⑤扶養控除等の判定のため、被扶養者の所得のわかる書類

□ ⑥昨年の申告書の控え

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明は、申告書に添付する必要はありません。

● 問合せ：税務課 市民税係
(Tel) 69-2128 (Fax) 63-4574

要介護認定を受けている方

■市の認定で障害者控除の申告が可能

令和4年12月31日現在、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が、一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

■おむつ使用証明書に代わる確認書の交付

おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は、一定の基準に該当する場合は、申請により「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」の交付を受けると使用証明書に代わり医療費控除の対象となります。

●各申請は、土山、甲賀、甲南、信楽地域市民センターまたは長寿福祉課まで提出してください。

● 問合せ：長寿福祉課 介護保険係
(Tel) 69-2165 (Fax) 63-4085

国民年金保険料を納付されている方へ

■国民年金保険料の控除証明書

令和4年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。控除証明書に関する照会、再発行の依頼は、下記までお問い合わせください。(市役所では再発行できません)

● 問合せ：日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル
(Tel) 0570-003-004 (Tel) 03-6630-2525 (IP電話用)

TOPICS
16

所得税
住民税

確定申告は3月15日まで

新型コロナウイルスへの感染リスク軽減のため、できる限り「e-tax(インターネット申告)」や「郵送による申告」をご利用ください。

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)
(土日・祝日は除く)

申告が必要かどうか、市ホームページでチェック



所得税の確定申告・住民税申告相談日をチェック

● 受付時間 (午前)8時30分～11時30分 (午後)13時～16時

※ただし、水口税務署の申告会場(サントピア水口:共同福祉施設 教養文化室)は受付時間が9時～16時までです。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため地区分けをしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

会場	水口社会福祉センター ではありません				
	水口	土山	甲賀	甲南	信楽
受付日	サントピア水口 共同福祉施設 研修室	土山開発センター1階 大集会室	甲賀大原地域 市民センター2階 会議室	甲南地域 市民センター3階 会議室	信楽地域市民 センター2階 会議室
2月16日(木)	申告相談を 受け付けて います	※2/16～21は 開催しておりません。	佐山学区	※2/16～3/11は 開催しておりません。	※2/16～3/31は 開催しておりません。
2月17日(金)			油日学区		
2月20日(月)			大原学区		
2月21日(火)			未相談者		
2月22日(水)			鮎河、山内学区		
2月24日(金)			大野学区		
2月27日(月)		土山学区			
2月28日(火)		未相談者			
3月1日(水)		※2/22～3/15は 開催しておりません。	※3/1～15は 開催しておりません。	希望ヶ丘学区	※3/15は 開催しておりません。
3月2日(木)				希望ヶ丘学区	
3月3日(金)				第一学区	
3月6日(月)				第一学区	
3月7日(火)				第一学区	
3月8日(水)				第二学区	
3月9日(木)	第三学区				
3月10日(金)	中部学区				
3月13日(月)	第二、第三、中部 学区の未相談者	多羅尾、朝宮学区			
3月14日(火)	未相談者	小原学区			
3月15日(水)	未相談者	雲井学区			
			多羅尾、朝宮、小原、 雲井学区の未相談者	信楽学区	
			信楽学区	信楽学区	
			未相談者	未相談者	

- 市の申告会場では、令和5年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方を受付します。
- 各会場では駐車場の台数が限られていますので、できるだけ公共交通機関等でご来場ください。
- 水口会場ではマイナンバーカードの申請サポートを実施します。(日時は市民課 (Tel) 69-2139)までお問い合わせください。)

■ 下記の申告については水口税務署の申告会場(サントピア水口(共同福祉施設 教養文化室))で申告してください。

- 譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある申告
- 退職所得のある申告
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける申告
- 青色申告、消費税の申告、令和3年分までの確定申告、死亡者の申告(準確定申告)
- 事業(農業・営業等)による合計収入金額が1,000万円以上の申告
- その他複雑な内容の申告
- 雑損控除を受ける申告